

東京都報道事業厚生年金基金の受給者の皆様へ

当基金の解散と皆様の今後の選択肢等について(ご案内)

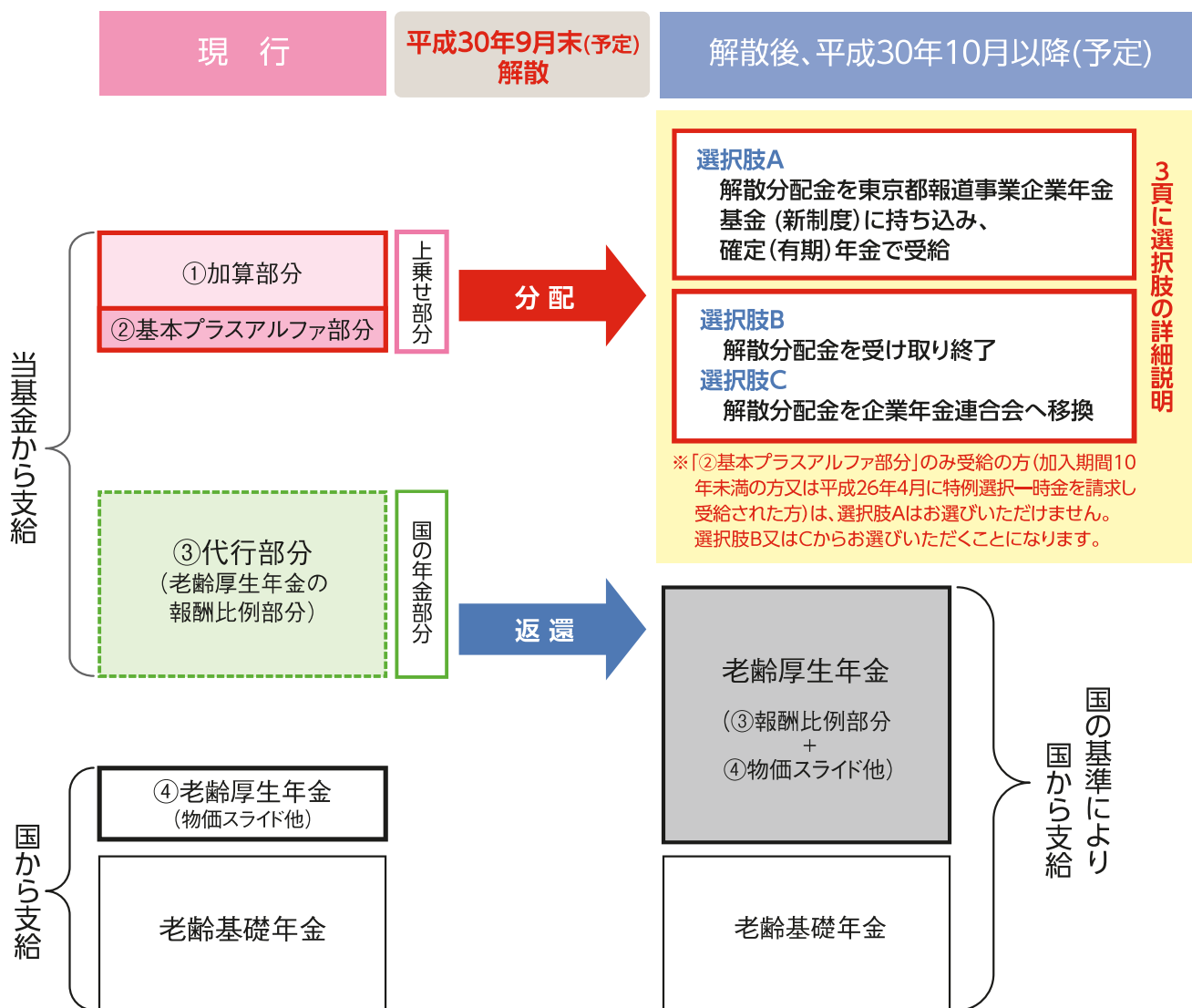
- 当基金は、国の厚生年金保険を代行する部分(以下、「代行部分」といいます。)を国へ返上し、加入全事業所で確定給付企業年金へ移行する方針を決定し、移行準備を進めてまいりました。
- しかしながら、平成28年2月に導入されたマイナス金利政策の影響により、大幅な掛金引上げが不可避となることが判明し、再検討した結果、当基金は平成30年9月末に解散し、翌10月に希望する事業所で確定給付企業年金(以下、「新制度」といいます。)を設立することになりました。
- 平成30年10月以降、国へ返還した代行部分は、老齢厚生年金として国の基準により国から支給されます。基金独自の上乗せ部分は、代行部分を国へ返還した後の残余財産を、受給者・受給待期者、加入員の方々に、各人への債務額で按分^(※)の上、分配となります。

(※)分配金算出時の按分方法を「最低積立基準額比」から「過去分給付現価比」へ変更します。

〈変更理由〉

「最低積立基準額」は加算年金の受給資格を得られる加入10年以上と10年未満で著しい落差が生じ、加入10年未満の加入員の分配金のごく少額となるデメリットが有ることが判明しました。これに対し「過去分給付現価」は、加入期間に関係なく、制度が継続するものとして将来の給付見込のうち現在まで勤めていた期間の債務を算出するもので、加入員間の公平性が高いため、変更することとしたものです。
- 皆様が最後にお勤めの当基金の加入事業所(以下、「出身事業所」といいます。)が新制度に参加するか否かにより、皆様にお選びいただける選択肢が異なります。
- 今回ご案内する内容は、皆様の選択肢及び今後のスケジュールなどについてです。

1. 解散後の年金受給等について



- 当基金の給付は、次の①～③に分かれ、①と②を当基金が独自に③に上乗せして支給しています。
 - ①加算部分：当基金加入期間10年以上の方に支給
(但し、平成26年4月に特例選択一時金を請求し、受給された方は除きます。)
 - ②基本プラスアルファ部分：当基金加入期間1ヶ月以上の方に支給
 - ③代行部分：国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行し支給
- 基金解散に伴い、「①加算部分」及び「②基本プラスアルファ部分」は、国の代行部分の資産を国に返還した後の残余財産を「解散分配金」として、受給者・受給待期者、加入員の方々に分配します。
- 基金解散後、「③代行部分」は国に返還され、老齢厚生年金として、国の基準により国から支給されることになります。
- 当基金の解散は平成30年9月末の予定ですが、それまでは年金の受け取り額に変更はありません。

2. 皆様の選択肢

- 受給者の皆様は、基金解散に伴う分配金について、下の**選択肢A～C**の中からご選択いただきます。(ただし、**選択肢Aは、出身事業所が新制度に加入する場合、又は一括徴収金を拠出して基金を脱退している場合のみ選択が可能となります。**)
※「**②基本プラスアルファ部分**」のみ受給の方(加入期間10年未満の方又は平成26年4月に特例選択一時金を請求し受給された方)は、**選択肢Aはお選びいただけません。選択肢B又はCからお選びいただくことになります。**
- 出身事業所の新制度への加入の有無、分配金概算額等は平成30年6月頃、ご案内を予定しています。
- **選択肢A**をご選択の場合、平成30年6月から同年9月までに新制度へ解散分配金を持ち込む同意書をご提出いただきます。
- **選択肢B**および**選択肢C**をご選択の場合、解散分配金のお振込み、連合会移換等のお手続きは、厚生年金基金の解散の約2年後となります。(年金の記録整備が完了し、解散厚生年金基金の全ての債権・債務が確定した後となるため。)
- **選択肢A**の場合、切れ目なく年金で受け取ることができます。**選択肢B**の場合、一時金の受け取りで終了となります。**選択肢C**の場合、年金支給開始は原則65歳となります。

選択肢A 新制度へ移行

- ・年金受け取り期間は、「5年・10年・15年・20年」の4通りの確定(有期)年金からご選択いただきます。
- ・解散分配金を原資に年金を支給します。そのため、**平成30年10月分(平成30年12月以降の支払※)から年金額が変わります。**
※新制度移行後、年金額に応じて支払月・支払回数に変更になる場合があります。
- ・解散分配金の確定は約2年後のため、分配金概算額を基に年金を支給し、**分配金確定後に差額調整**します。

選択肢B 解散分配金を受け取り終了

- ・解散分配金の受け取り時期は、厚生年金基金の**解散の約2年後**になります。

選択肢C 解散分配金を企業年金連合会へ移換(通算企業年金制度を利用)

〈ご参考:企業年金連合会「企業年金連合会の通算企業年金のおすすめ」より抜粋〉

- ・企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担っています。
- ・加入されていた厚生年金基金が解散したことにより残余財産分配金(解散分配金)を受け取ることができる方は、残余財産分配金(解散分配金)を企業年金連合会に移す(移換する)ことにより、将来、生涯にわたって年金(通算企業年金)としてお受け取りいただけます。
- ・移換された残余財産分配金(解散分配金)から事務費をいただきます。事務費とは、残余財産分配金(解散分配金)の移換手続きやデータ管理、年金のお支払い等に係る事務手数料を、残余財産分配金(解散分配金)の移換時に一括して控除させていただくものです。
$$\text{事務費(上限34,100円)} = \text{定額事務費(1,100円)} + \text{定率事務費(上限33,000円)}$$
- ・法律改正により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会(新連合会)設立時に解散することとなりました。解散時には通算企業年金に代えて残余財産が分配されます。また、新連合会が分配金を原資として新たな年金給付を行う予定ですが、現在の通算企業年金と同じ給付設計となるとは限りません。

～その他通算企業年金に係る詳細については、企業年金連合会にご確認願います～
企業年金連合会 0570-02-2666 (PHS・IP電話 03-5777-2666)

3. 今後のスケジュール

選択肢Aの場合

(選択肢Aは、出身事業所が新制度に加入する場合、又は一括徴収金を拠出して基金を脱退している場合のみ選択が可能です。ただし「②基本プラスアルファ部分」のみ受給の方(加入期間10年未満の方又は平成26年4月に特例選択一時金を請求し受給された方)は、選択肢Aはお選びいただけません。選択肢B又はCからお選びいただくことになります。)

平成30年6月頃	解散分配金概算額、新制度における年金額のお知らせと同意書の送付
平成30年6～9月	選択肢Aに係る同意書ご提出
平成30年10月1日	厚生年金基金解散認可(平成30年9月30日) 新制度設立認可 厚生年金基金からの最終の年金のお支払い(8～9月分)
平成30年12月～	新制度より年金支給開始(新制度へ分配金概算額の仮交付) 国へ返還した代行部分の年金が国から支給開始(2ページ③)
平成32年9月頃	解散分配金確定額及び差額調整のご案内

選択肢B及び選択肢Cの場合

平成30年6月頃	解散分配金概算額のお知らせ
平成30年9月30日	厚生年金基金解散認可
平成30年10月1日	厚生年金基金からの最終の年金のお支払い(8～9月分)
平成30年12月～	国へ返還した代行部分の年金が国から支給開始(2ページ③)
記録整備・清算事務	
約2年後	選択肢B：解散分配金確定額及びお振込み手続きのご案内 選択肢C：企業年金連合会への移換のご案内
平成32年9月頃	選択肢B：解散分配金のお振込み 選択肢C：企業年金連合会への移換

※ 記録整備の進捗状況等により、スケジュールは変更となる可能性があります。

4. お問い合わせ先

このご案内に関するお問い合わせ先

東京都報道事業厚生年金基金 お問い合わせ専用ダイヤル

TEL. | **03-6264-7850** (受付時間:平日午前9時～午後5時)